

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
移動通信システム委員会  
無線LANシステム作業班 運営方針

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（諮問第 2009 号）に関する調査検討について、委員会が調査検討のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査検討を促進させるために「無線LANシステム作業班」を設置することとする。

#### 1 作業班における調査事項

- (1) 次世代高速無線LANの国内外の動向
- (2) 次世代高速無線LANの技術的条件
- (3) その他

#### 2 作業班の構成及び運営

- (1) 作業班の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 作業班の運営は、「移動通信システム委員会運営方針」の「委員会の運営」の定めるところによる。

#### 3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

#### 4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部基幹通信課がこれに当たる。